

一般社団法人 ステップフォワード
内部通報規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人ステップフォワード(以下「当法人」という。)の不正行為による不祥事の防止、早期発見及び是正を図り、当法人に対する社会的信頼の確保のため、内部通報制度(「ヘルプライン」と称する。)を設けるとともに、その運営の方法等、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、当法人の全ての理事及び職員(正職員及び準職員、その他の雇用形態者を含む。以下同じ。)に対して適用する。

第3条（通報等）

理事及び職員の不正行為又はその恐れがあると判断した場合は、速やかにその旨をヘルプライン窓口担当者に報告・相談を行うことにより、その是正・解決を図ることに努め、それが困難又は不適切と考えられる場合は、コンプライアンス委員会に通報(以下、「通報等」)するものとする。

- 2 通報を行った者(以下「通報者」という。)、通報者に協力した理事及び職員及び当該通報者等に基づく調査に調査に積極的に関与した理事及び職員(以下、「通報者等」という。)は、この規程による保護の対象となる。

第4条（通報等の方法）

当法人は、コンプライアンス委員をもってコンプライアンス通報窓口(以下「ヘルプライン窓口」という。)として、電話、電子メール又は直接面談する方法等により報告・相談の通報等を行うことができる。ヘルプライン窓口の電話番号、電子メールのアドレス等は、別途理事及び職員に通知する。

第5条（通報等の内容）

通報の内容は、当法人の事業活動に関するコンプライアンス違反行為並びにそれらと疑われる行為とする。

- 2 個人的な意見、不平不満、批判等の誠実な通報と認められないものは、扱われない。

第6条（調査）

通報を受理したコンプライアンス委員は、速やかに法令違反行為に関する事実関係の調査を開始及びその他の対応につき決定するとともに、不正行為の事実の認定又は不認定を議決する。

- 2 通報内容が重大もしくは重大な事態に発展する可能性があるときは、運営会議に報告し、以後の調査方法についての指示を仰ぐものとする。また、必要に応じては外部機関に当該調査を依頼することができるものとする。
- 3 理事及び職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。

第7条（調査結果の通知等）

前条の調査により、結果に至った場合には、速やかに当該結果を通報等を受け付けたヘルプライン窓口担当者に対して通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

- 2 ヘルプライン窓口担当者は、通報等に基づく調査の後、遅滞なく、通報者に対してその内容を通知する。ただし、通報者に対して通知を行うことが困難な場合はこの限りではない。また、通報等の対象となった者の個人情報の取扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。

第8条（調査結果の措置）

調査が終了したときは、コンプライアンス委員会に経過と結果を報告する。

ただし、通報者の氏名等の通報者が特定できる情報は通報者の同意がない限り、原則として開示しない。

- 2 コンプライアンス委員会は、緊急を要する事項及び経営に重大な影響を与えると認められる事項がある場合は、運営会議へ速やかに報告する。
- 3 運営会議は、不正行為の事実が認められ懲戒処分の措置を伴う必要があると判断した場合は就業規則に基づき審議し、懲戒の種類及び懲戒の程度を議決するものとし、決議された懲戒処分を執行する。
- 4 コンプライアンス違反行為が重大かつ悪質な場合、必要に応じて関係行政機関への報告、公益を損なわないための報道機関等を通じての公表をはじめ、関与者の刑事告発等の検討実施を速やかに行わなければならない。

第9条（情報の記録と管理）

コンプライアンス委員会は事実の認定不認定にかかわらず、通報等の経緯、その他の内容及び証拠等を記録する。

2 コンプライアンス定例委員会において報告書の提出及管理と保管をしなければならない。

3 この規程に定める業務に携わる者・通報者・通報者等及び調査対象者は通報された内容及び調査で得られた個人情報を含むその他の情報については、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

第10条（不利益処分等の禁止）

当法人の理事及び職員は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

第11条（内部通報制度に関する教育）

当法人は、理事及び職員に対して、公益通報者保護を含む内部通報制度について研修等により、周知徹底を図るものとする。

第12条（改廃）

この規程の改廃は、コンプライアンス委員会で協議した上で運営会議の決議による。

附 則

この規程は、2022年8月1日より施行する。